（法第九十一条の二第二項の関係者）

第六十条の六　法第九十一条の二第二項の国土交通省令で定める関係者は、地域公共交通会議又は協議会の構成員とする。

第２号様式（第51条の５関係）

自家用有償旅客運送者登録簿

（略）									
運送の種別	交通空白地有償運送			福祉有償運送					
事務所の名称及び位置	名称	位置		名称	位置				
路線又は運送の区域									
運送する旅客の範囲									
事業者協力型自家用有償旅客運送を行うときは、協力を得る一般旅客自動車運送事業者の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称	住所		氏名又は名称	住所				
備考									
（略）									

（新設）

第２号様式（第51条の５関係）

自家用有償旅客運送者登録簿

（略）									
運送の種別	市町村運営有償運送			公共交通空白地有償運送			福祉有償運送		
事務所の名称及び位置	名称	位置		名称	位置		名称	位置	
路線又は運送の区域									
運送する旅客の範囲									
備考									
（略）									

（自動車道事業規則の一部改正）

第三条　自動車道事業規則（昭和二十六年運輸省・建設省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（公示方法） **第二十一条の二**　法第六十四条の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。	（新設）

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第四条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。